

提案書作成要領

本業務における提案書の作成方法などの手続きは、次のとおりです。プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の内容を確認のうえ、提案書を提出してください。

1 件名

季刊誌「横濱」協働編集事業

2 業務の内容

別添、業務説明資料のとおり

3 参加の条件

- (1) 令和元・2年度の一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載された者で、種目「印刷物企画デザイン」・細目「A 印刷物企画デザイン」、かつ種目「広告」・細目「B 新聞、雑誌」の両方の登録があること。ただし、当該契約に対応するとして定めた種目について、参加意向申出書を提出した時点で申込み中であり、受託候補者の特定の日の前日までに登載が完了する見込みの場合はこの限りではない。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から、受託候補者の特定の日までの間において、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成28年度以降、横浜の歴史や文化などの魅力を紹介する情報誌を紙媒体により年2回以上の頻度で編集・発行した実績があること。

4 参加に係る手続き

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱様式1）
- イ 横浜の歴史や文化などの魅力を紹介する情報誌の作成実績
（様式自由/A4/2枚まで）

(2) 提出期限

令和3年2月1日（月）17時15分まで（必着）

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10
横浜市市民局広報相談サービス部広報課 担当：川口、岩本

(4) 提出方法

持参または郵送（ただし、郵送の場合は到達確認をしてください。）

(5) 提案資格確認結果通知及び提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者に対し、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書により通知します。（電子メールで送付）

なお、提案資格が認められた者に対しては、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を送付します。

ア 通知 令和3年2月3日（水）までに通知予定

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答を発送します。

5 質問書（要領-1）の提出

プロポーザル関係書類提出要請書の受領後、手続きや業務等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル参加予定者全員にウェブサイトを通じて回答します。

なお、質問事項のない場合、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和3年2月15日（月）17時15分まで（必着）

(2) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市民局広報相談サービス部広報課 担当：川口、岩本

電子メール：sh-kikanshi@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送、または電子メール（ただし、持参以外は到達確認を行ってください。）

(4) 回答日及び方法

令和3年2月17日（水）までに市ウェブサイトに掲載します。

6 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 別紙「提案書の提出について」に基づき、作成するものとします。

イ 提出部数 10部

ウ 提出期限 令和3年3月3日（水）17時15分まで（必着）

エ 提出先 4(3)と同じ

オ 提出方法 4(4)と同じ

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は返却しません。

エ 提案書に記載した配置予定者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

7 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリング（評価委員会）を行います。

- (1) 実施日時 令和3年3月22日（月）を予定
※評価委員会の定足数を満たすことができない場合は、予備日に変更します。
- (2) 実施場所 未定
- (3) 出席者 3名以下としてください。
- (4) その他 日時等の詳細については、別途お知らせします。

8 評価

提案書の内容及びヒアリング内容を基に評価を行います。

評価基準は、「提案書評価基準」のとおりです。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	市民局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	季刊誌「横濱」協働編集事業に係るプロポーザル評価委員会
所管事務	プロポーザルの実施及び受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	<ul style="list-style-type: none">・ 副局長（総務部長）・ 総務課長・ 市民情報課長・ 人権課長・地域活動推進課長・ 広報課長・ 区連絡調整課長・ スポーツ振興課長・ 総務課調整係長	<ul style="list-style-type: none">・ 市民局総務課長・ 文化観光局横浜魅力づくり室企画課横浜プロモーション担当課長・ 保土ヶ谷区区政推進課長・ 交通局プロジェクト推進課長・ 市民局広報課長・ 市民局広報課メディア担当課長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和3年3月中
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所開庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、協働候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で協定を締結します。
なお、業務内容・仕様等は、協定締結段階において修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、協働候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、協働候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 協定書作成の要否

要する。